

戦後の学校における剣道の学習内容について

齋藤 浩二, 竹田 隆一¹⁾, 黒須 憲²⁾

The change in content of school kendo instruction after the War

SAITO Koji, TAKEDA Ryuichi and KUROSU Ken

The purpose of this paper is to clarify the history of Kendo instruction in Japanese school after World War II .

The mainly used data are the government guidelines of Kendo instruction and the explanatories.

1) Kendo name Changes

Traditional Japanese Kendo was forbidden by the U.S.Forces after the end of the war. However, it was adopted as a new sport item, namely ShinaiKyogi in Showa 27(1952). But the name Kendo was revived as School Kendo in Showa 32(1957), and then in 33(1958) was called only Kendo. After that a name called Kakugi was changed into Budo in Heisei 1(1989). Thus the forbidden traditional Kendo and Budo were revitalized in schools completely.

2) Fundamental skills

Although the name changed, the fundamental skills were almost the same. The contents were “Kamae and Taisabaki”, “Methods of Offence and Defense” and “Suburi(Shadow exercises)”.

3) Skills to a partner

The name of “Ouyou(Application) ” changed into “Taijinteki ginou(Skills against a partner) ”. The traditional and difficult skills were removed in Showa 41(1966). Therefore all students were able to practice.

4) Game(Shiai) and Training methods(Keiko)

An easy game and a formal game were adopted in Showa 32(1957). In the training methods, there is a Kiso(basic) training, a Yakusoku(promised) training, and an integrated training. These names had been used since prewar days.

5) “Kata” and “Seme”

“Seme” which was the name before the war was adopted in Showa 56(1981), and “Kata” in Heisei 5(1993) .

6) Conclusion

Although Budo and Kendo which had been forbidden they were revitalized as new sports, and they returned to the same names as before the war. But the contents of instruction in modern sport Kendo and Budo are essentially the same as post war Kendo(Shinaikyogi) and post war Budo(Kakugi) respectively.

Key words : Kendo in school, content of instruction, guidebook of Kendo instruction

1) 山形大学 2) 東北学院大学

I はじめに

第2次世界大戦終了後、昭和20年11月6日文部省は、「超国家主義および軍国主義の鼓吹に利用され、軍事訓練の一部として重んぜられた。」¹⁾という理由から、剣道を他の武道とともに学校体育の教材から完全に除外し、同時に社会体育においても、剣道の普及の中心となっていた「大日本武徳会」の解散を命じた。その後、空白の期間を経て「新しいスポーツ種目」としての「しない競技」が生まれ、昭和27年から学校体育において中学校以上の男子の教材として採用された。昭和28年には「剣道」も高等学校以上において実施できるようになり、「しない競技」と「剣道」が混在していた。昭和32年からは「しない競技」と「剣道」が整理統合し「学校剣道」となり、中学校以上において実施することになった。翌33年10月には中学校学習指導要領改訂により「学校剣道」の名称が「剣道」となり、さらに、体育教材である「すもう・柔道・剣道」の総称的名称を「格技」と位置付け、一運動領域になった。平成元年には「格技」から「武道」へと名称変更されている。

このように戦後の学校における剣道は、短期間のうちに禁止から復活等の変遷を経ているが、今日までの剣道の普及、発展に大きな影響を与えたと思われる。また、戦後から今日(平成15年)まで、文部省は、学校体育において剣道を指導するさいに重要な指針となる『剣道指導の手びき』を6回、全日本剣道連盟が『剣道指導の手びき解説』を2回、発行している。

そこで本稿は、戦後の学校体育における剣道の学習内容(指導内容)に着目し、どのように変遷されてきたか、また、学習内容に示された技の体系について比較検討をしてみた。中村²⁾は、戦前の剣道について明治から昭和(戦前)までに出版された剣道書にみられる打突部位別の技の体系を明らかにしている。さらに、昭和11年に制定された剣道教授要目について「打突部位別の技の体系に替わる新たな視点による体

系化はできなかった。新たに相手との『対応の仕方』による技の体系が行われるのは戦後の剣道を待たなければならない。」³⁾と述べている。香田ら⁴⁾⁵⁾は、戦前の中等学校剣道教授要目や体錬科武道(剣道)教授要目についての比較検討をおこなっている。また、戦前・戦後の学校剣道における技の体系を整理している。

今回は、戦後から今日までに出版された下記の『剣道指導の手びき』および『剣道指導の手びき解説』から検討をおこなった。

1. 昭和27年8月1日発行
文部省『学校しない競技指導の手びき』⁶⁾
2. 昭和28年7月20日発行
文部省『学校剣道指導の手びき』⁷⁾
3. 昭和28年11月8日発行
全日本剣道連盟『学校剣道—指導の手びき解説—』⁸⁾
4. 昭和32年6月20日発行
文部省『学校剣道指導の手びき』⁹⁾
5. 昭和33年5月5日発行
学校剣道研究会『学校剣道の指導—指導の手びき解説—』¹⁰⁾
6. 昭和41年3月10日発行
文部省『学校における剣道指導の手びき』¹¹⁾
7. 昭和56年2月10日発行
文部省『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引』¹²⁾
8. 平成5年10月20日発行
文部省『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引(改訂版)』¹³⁾

II 各剣道指導の手びきの特徴と学習内容(指導内容)

1. 昭和27年8月1日『学校しない競技指導の手びき』

戦後、学校・社会体育において剣道は禁止され実施できない空白の期間があった。その間に柔道、弓道が学校体育において次々と実施され

ていくなか、戦前の剣道の形式を取り入れたスポーツとしての「しない競技」を考案し、普及しつつあった。そこで文部省は、「学校においてしない競技を採用することの可否について」を保健体育審議会に諮問した。これに対して同審議会は、昭和27年2月13日次のように答申した。

「戦後我が国の学校スポーツ教材には、個人的対人形式の競技種目が少なく、体育の一般目標から、そのような教材による学習が要求されているが、戦後新しいスポーツ種目として生まれたしない競技は、その要求にこたえる価値をもつものと考えられるから、よき指導者を得、施設用具等が無理なく整備されるならば、中学校以上の体育教材として採用することは導当である。」¹⁴⁾

この答申を受けて、文部省は同年4月10日、同上の理由から学校における「しない競技」を認める文部事務次官通知を発し、中学校以上の男子に採用されることになった。「しない競技」は、従来の剣道の運動形式を参考に作られてはいるが、戦前の武道としての剣道とは異なった、あくまでも個人的格技形式のスポーツである点が強調されている。指導者の資格も必修の体育においては、体育担当の教員で文部省または、都道府県教育委員会主催の「学校しない競技講習会」を修了した者に限定されている。¹⁵⁾ 以上のような、諮問、答申、通知の後、文部省は同年8月1日、『学校しない競技指導の手びき』（以下『昭和27年手びき』と略す）を発行し、「しない競技」の指導にあたる体育あるいはそれ以外の教職員、またこれに準ずるコーチのために、指導上の参考として作成された。なお、技の説明ではシャツ・ズボン姿にしない競技用の防具着装でのイラストによる解説である。

指導内容は、「しない競技一般」「構えおよび基礎動作」「技術」から構成されている。「しない競技一般」とは、「しない競技」に関する理解を深めるために、知的内容を学習するものであり、「しない競技の成り立ちと特質、練習法、用

具、規則と審判法および例話」が盛り込まれている。「構えおよび基礎動作」の内容は、「構え、足さばき、す振り、打ち返し」となり、戦前の「昭和19年中等学校体錬科教授要目」¹⁶⁾にみられる基本の内容と比較すると「礼法」がなくなり、「体ノ運用」が「足さばき」に、「切返」が「打ち返し」に変わり、「す振り」が加わったことになる。

「技術」として「基本」「しかけわざ」「応じわざ」に区分されている。大筋は戦前の「基本、応用、稽古、講話」の区分であるが、相手との対応による「しかける・応じる」といった技の体系が工夫されている。その内容は「しない競技の動作あるいは技術を分析して、まずしない競技の教材一覧表を作り、それを発達や習熟の程度に応じうよう各学校種別に分配配当したものである」。¹⁷⁾とあり、指導対象が中学校から大学までそれぞれの段階に応じた動作あるいは技が配当されている。

「基本」は「しない競技において打突が得点になるのであるから、打突の基本は、しない競技すべての基本である」¹⁸⁾として、「面打（正面、左、右）小手打（左、右）胴打（左、右）突き」をあげている。「しかけわざ」とは「動作をしかけて、相手の攻撃力をなくし、または相手の動揺する所に打ち込むわざを云う。」¹⁹⁾と説明している。しかし、註には「出ばなわざは、この類型に入れることは無理であるが、整理のつごう上ここに入れた。」²⁰⁾とある。つまり、「出ばなわざ」は相手を攻め、それに反応して攻撃してくるところ（動作の起こり）を狙って打つ込む技であり、「しかけわざ」の類型には入らないということである。「応じわざ」とは「相手の攻撃に対してうけ、すり上げ、打ち落す等によって、相手の攻撃力を他にそらし、すきの生じた所を打つわざを云う。」²¹⁾と説明している。この「基本」「しかけわざ」「応じわざ」の分け方が現在も同様であることから、技の構成の原形であるといえる。

技の体系は、「しかけわざ」9種類、「応じわ

ぎ」5種類がきれいに整理されている。このことは、中村らが「昭和11年に初めて制定された剣道教授要目では、『基本』と『応用』という技の難易度によって技を区別しているが、打突部位別の技の体系に替わる新たな視点による体系化はできなかった。新たに相手との『対応の仕方』による技の体系が行われるのは戦後の剣道を待たなければならない。」²²⁾と述べていることである。なお、試合・練習の学習活動については触れていないが、「しない競技一般」の「練習法」に「けいこを主に練習する」²³⁾とあり、スポーツとしての「しない競技」であるが「けいこ」の概念は残っている。

表1は、「教材の解説」から作成した指導内容の構成である。²⁴⁾

2. 昭和28年7月20日『学校剣道指導の手びき』

「しない競技」の採用から1年がすぎ、昭和28年7月7日、文部省は「学校における剣道

の実施について」とする次のような文部事務次官通知を発した。

「終戦直後、文部省は剣道を学校体育の内容から除外し、かつ学校内における実施を中止してきました。その後、剣道はスポーツとして新しい内容を備えるに至りましたので、いろいろな角度から研究した結果、高等学校以上の実施可能な学校においては、これを行ってもよいと考えるに至りました。」²⁵⁾ また、「新しい剣道は学校体育の目的達成に貢献するため、他のスポーツ種目と同様な取扱のもとに指導されるもので、その方法も過去のものとは異なったものでなければならないとともに、実施にあたっては、それぞれの学校の事情にてらして、無理がないように考慮されなければなりません。」²⁶⁾ という内容である。

このように、高等学校以上においては「しない競技」とは別に、「剣道」の実施が許可されたのである。その第一条件は「格技形式のスポー

表1 昭和27年『学校しない競技指導の手びき』の指導内容

しない競技一般	しない競技の特質と成り立ち 練習法 例話	
構えおよび基礎動作	構え 足さばき す振り 打ち返し	自然体、中段の構え、上段の構え、下段の構え、右脇上段の構え、右脇下段の構え 送り足、歩み足、つぎ足、開き足、とび込み足 上下振り、斜め振り 連続左右面、正面・連続左右面
技 術	基本	面打(正面・左・右) 小手打(右) 胴打(右・左) 突き
	しかけわざ	払いわざ 払い面 払い小手 払い胴 払い突き とび込みわざ とび込み面 とび込み胴 出ばなわざ 出ばな面 出ばな小手(出小手) 出ばな突 かつぎわざ かつぎ小手 かつぎ面 かつぎ胴 ひきわざ ひき面 ひき胴 ひき小手 回しわざ 回し小手 回し面 回し突 回し胴 二段・三段のわざ 小手面 小手胴 面胴 突面 突小手 面面 小手・面・胴 片手わざ 片手右面 片手突き 上段わざ 上段面 上段小手 上段胴
	応じわざ	うけわざ 面うけ面 胴うけ面 小手うけ小手 突うけ突 すりあげわざ 面すりあげ面 小手すりあげ小手 小手すりあげ面 面すりあげ胴 面すりあげ小手 突すりあげ面 打ち落としわざ 胴打ち落とし面 小手打ち落とし小手 小手打ち落とし面 突打ち落とし面 返しわざ 面返し胴 小手返し小手 面返し面 胴返し面 抜きわざ 面抜き胴 小手抜き面 面抜き面 小手抜き小手 面抜き小手

ツとしての資格を備えることである。」²⁷⁾とされた。指導者の資格としては、「(1) 体育関係の教員または体育関係以外の教員で、文部省または都道府県教育委員会主催の『学校剣道講習会』を修了した者。(2) 教員以外の者については、とくに学校教育の理念について、じゅうぶんな理解をもち、人格教養ともにすぐれている者で上記講習会を修了し、校長(学長)からコーチとして委嘱された者。」²⁸⁾となっている。通知後、同年7月20日、『学校剣道指導の手びき』(以下、『昭和28年手びき』と略す)が発行された。その内容は『昭和27年手びき』のような詳細な解説はなく、基本方針を述べるにとどまっている。なお、編集にあたっては、「学校の現状から考えて、剣道は当分の間、特別教育活動または課外活動で実施されることが多く、またそれが適当と考えられる。」²⁹⁾と課外活動のクラブ活動での指導を中心に記述されている。

指導内容は、「剣道一般」「基本」「応用」から構成されている。「剣道一般」は、「剣道の変遷、練習法、施設と用具、規則と審判法、競技会の運営、例話(スポーツマンシップ及び技術に関するもの等)」とあり、効果的に指導するためにまとめたものである。特に、「例話」ではスポーツであることを強調していることが伺える。「基本」は「構え、足さばき、す振り、打突、打ち返し」の内容であり、『昭和27年手びき』の「構えおよび基礎動作」と「基本」が統合されたかたちとなり、新たに打ち方・突き方を示した「打突」の項目が加えられている。

「応用」は、「しかけわざ」6種類、「応じわざ」4種類に分類されている。『昭和27年手びき』の「しかけわざ」9種類のうち「とび込みわざ」「出ばなわざ」「回しわざ」さらに、「応じわざ」5種類のうち「うけわざ」が削除されている。つまり、「しない競技」では存在した技が「剣道」には存在していないことになり、その違いは、新しいスポーツとして考え出された「しない競技」の特性であると同える。

また、「しない競技」と「剣道」の関係につい

ては、「この関係をたどってみるならば、野球における硬式と軟式の関係に見立てることができよう。〈中略〉しない競技が比較的低学年の者に適し、かつ幅も広く行われやすいが、剣道は比較的高学年の者に適することを意味している。」³⁰⁾と捉えられている。

なお、特別教育活動(課外活動)の「剣道」に注意すべき点として、「かつての剣道が超国家主義思想の養成と、訓練の一つとして、必修科目とされ、それに特別の強調がおかれていたことから考えても、特に注意を要する点である。」³¹⁾とあげ、さらに、段位の問題についても触れている。

表2は、例示された指導内容の構成である。³²⁾なお、例示された内容は指導の順序や難易度などによって配列されたものではないと記述されている。

3. 昭和28年11月8日『学校剣道—指導の手びき解説—』

『昭和28年手びき』が発行され、同時に普及のための講習会も開かれた。その際、基本方針を示した手びきだけではなく、もっと詳細で実践的な解説書が要望されたため、全日本剣道連盟は『学校剣道—指導の手びき解説—』を昭和28年11月8日に発行した。編集は『昭和28年手びき』の作成に当たった委員に委嘱しており、編集の趣旨を過去の剣道の弊害から離脱することと、剣道を真のスポーツとして描くことにあるとされ、詳細かつ具体的に記述されている。

ここでの指導内容は、『昭和28年手びき』と同様であり、技の動作など詳細に解説されている。なかでも、「例話」では、スポーツマンシップに関するものの記述は少なく、それよりも技術に関するものとして「手の内、冴えについて、気合、掛声、呼吸、隙、間合、機先、打突の機会、心気力の一致、切先の働き、攻め方、心の四戒、残心、放心、止心、不動心、合気を外す、三殺法、懸待一致、守破離」³³⁾等の剣道の教えが多く盛り込まれている。「構え」については

「すべての構えの基礎になる自然体と中段の構え、上段の構え、下段の構え、八相の構え、脇構え等があるが、前述（第一節の九）の理由から、学校剣道においては八相の構えと脇構えとを除いた。」³⁴⁾とある。第一節とは「過去の剣道」について記述されており、八相の構えと脇構えは過去の剣道とみなして削除されている。また、「八相の構え・脇構えは、学生・生徒が実際の試合及びけい古において余り用のないであろうという理由から除いた」³⁵⁾ともある。

「しかけわざ」「応じわざ」の解釈については、『昭和27年手びき』の内容と同じであるが、「しかけわざ」の「出ばなわざ」「とび込みわざ」「回しわざ」「うけわざ」が削除されている。その理由として「出頭わざ、攻め込みわざ等の如く非常に大切なわざでも、わざとして分類する場合一覧表に示し難いものは、剣道一般の例話のうちの技術に関するものの打突の機会について指導する際に含めることにして、これらは一覧表から除いた。」³⁶⁾と解説をしているが、「回しわざ」や「うけわざ」についての説明はない。「応じわざ」については「抜きわざの面抜き小

手や、返しわざの胴返し面は、多少問題はあるが分類上、一応ここに入れた。」³⁷⁾とあり、「胴返し面」は「しない競技」の「うけわざ」との関係から問題にされたと受けとれる。なお、いくつかの技の説明では剣道着、袴姿に剣道具着装しての写真による解説であった。

また、戦前、剣道教授要目の教材のひとつであった「形」については、「剣道の形はつぎの理由から除いた。大正元年に辻真平、内藤高治、門奈正、根岸信五郎、高野佐三郎の五氏が主査となって、従来各流、各学校等において選定されていた数多くの形を、剣道指導の必要上統一することを主目的として制定した。その主目的である統一という任務の大体は現在において終わっており、また形のもつ剣道の基本練習としての価値及び形としてのその他の特長は、基本及び応用の指導の方法如何で大体達せられることであり、なお、従来の形は武術として制定されたものであり、もし形が是非必要であればスポーツとしての形が必然的に制定されるであろうという理由から、従来の形を学校剣道から除いたのである。」³⁸⁾と説明し、新しいスポーツ

表2 昭和28年『学校剣道指導の手びき』の指導内容

剣道一般		剣道の変遷 練習法 施設と用具 規則と審判法 競技会の運営 例話 (スポーツマン及び技術に関するもの等)
基本		構え 自然体(竹刀のさげ方を含む)、中段の構え、上段の構え、 下段の構え 足さばき 歩み足、送り足、継ぎ足、開き足 す振り 上下振り、斜め振り 打突 面(正・左・右)、小手(右)、胴(左・右)、突 打ち返し 連続左右面、正面-連続左右面
応用	しかけわざ	払いわざ 払い面 払い小手 払い胴 払い突 かつぎわざ かつぎ小手 かつぎ面 かつぎ胴 ひきわざ ひき面 ひき小手 ひき胴 二、三段のわざ 小手-面 小手-胴 面-胴 突-面 突-小手 面-面 片手わざ 片手面 片手突 上段わざ 上段から面 上段から小手 上段から胴
	応じわざ	すり上げわざ 面すり上げ面 面すり上げ胴 面すり上げ小手 小手すり上げ小手 小手すり上げ面 突すり上げ面 打ち落しわざ 胴打ち落し面 突打落し面(上段から) 返しわざ 面返し胴 面返し面 小手返し小手 胴返し胴 抜きわざ 面抜き胴 面抜き面 面抜き小手 小手抜き小手 小手抜き面

となった「剣道」からは削除している。

4. 昭和32年6月20日『学校剣道指導の手びき』

昭和27年から「しない競技」、昭和28年から「剣道」が実施され、学校体育においては両者が共存していた。両者を比べてみても競技の性格や方法に本質的な違いはない。そこで両者の統合と中学校における「剣道」の実施について、文部省の保健体育審議会で審議され、さらに学識経験者および剣道関係者に協力を得て、研究された結果、昭和32年5月20日文部省は、「学校剣道の実施について」という文部事務次官通知を発した。その趣旨は、「しない競技」と「剣道」の内容を整理統合し、名称を「学校剣道」として中学校以上の実施可能な学校で実施してもさしつかえないということになり、昭和32年度から実施できることになった。³⁹⁾ 同年6月20日には、『学校剣道指導の手びき』（以下、『昭和32年手びき』と略す）が発行された。

「学校剣道」としての指導内容は、「理論的内容」と「技能的内容」に構成されている。「理論的内容」の「例話」が「技術の理論」に変わっている。「技能的内容」は中学校・高等学校別に示してあり、「基本」「応用」さらに、「試合」が加えられた。「基本」は基礎となる動作や技能を含めたものとして、「姿勢と構え、足さばき、す振り、打突、打ち返し」の内容となり、「構え」が「姿勢と構え」に変わっている。

「応用」は「しかけわざ」7種類、「応じわざ」4種類に分け、「しかけわざには相手のすきを見だし、自分から打突するわざをまとめ、応じわざには、相手の打突を『しない』と体さばきによってそらし、相手にすきが生じたところを打突するわざをまとめた。」とあり、これまでの手びき書における説明を簡潔にまとめている。

「出ばなわざ」は、再び「しかけわざ」に加わっている。「試合」は簡易な試合、正式な試合となっている。なお、指導内容の詳細な解説はおこな

われていない。

「しない競技」と「剣道」を整理統合し、「学校剣道」となったが、これまでの内容から判断すると『昭和28年手びき』の「剣道」をベースに進められたと考えられる。

表3は、中学校、高等学校別に例示されている指導内容を合わせて作成したものである。⁴⁰⁾

5. 昭和33年5月5日『学校剣道の指導—指導の手びき解説—』

『昭和32年手びき』を具体的にかつ詳細に解説するために昭和33年5月5日『学校剣道の指導—指導の手びき解説—』が発行された。「しない競技」と「剣道」の統合された経緯については、昭和28年7月から「剣道」が高等学校以上に採用されてから、全日本剣道連盟において学校剣道研究委員会が設けられ討議がなされていた。その結果「剣道の形式は時代の推移と要求にしたがって、しだいに変化発展して来たのであって、昔、居合や形等のような約束事の練習に防具を着けて行う竹刀打ちの練習を加えて、剣道が一段と発展した時と同じように、スポーツとしての剣道も、しない競技と新しい剣道とを一体として考え、より大きい、広い剣道に発展させることが望ましい。」⁴¹⁾ と、中学校においても「学校剣道」として採用されるべきであるということになった。そこで文部省に要望し、保健体育審議会や学識経験者等の審議を経た結果「現在まで実施されて来たしない競技と剣道を比較してみても、両者の競技の性格や方法に体質的な差異はなく、単に用具としての『しない』が前者は『16割りのふくろしない』を用いているのに対して後者は『4つ割りのしない』を用いる差異にすぎないと云うことになった」⁴²⁾ と説明し、中学校でも「学校剣道」が実施できるようになった。

指導内容は、『昭和32年手びき』の解説であり、特に実際指導にあたっての留意すべき事項について細かく説明されている。「理論的内容」では、「例話」から「技術の理論」となり、技術に関するものが21項目にわたっていたものか

ら、12項目にまとめられている。

「基本」のところでは、「礼」についての解説が加えられている。再度、加わった「出ばなわざ」については「出ばなわざとは、相手の出よう、打とうとするその出ばなを跳び込んで打つ技である。元来此の技は形式論から見るならば基本打突と変りはない。然しその心理的な面に於ては単なる基本打突とは異なり、複雑で、高度なものを持っている。」⁴³⁾と説明されている。つまり、技術そのものをみれば基本の打突動作であるが、技を出すその機会をとらえるところが困難であり、なおかつ高度な技のために、「学校剣道」の学習目標の機敏な視察力あるいは勇氣、決断等の諸要素を習得するのに適確であるとされた。このことは、『昭和28年手びき』の「出ばなわざ」や「とび込みわざ」が削除された理由とほぼ同様に捉えることができる。

また、昭和28年の『学校剣道—指導の手びき解説—』では、技の説明は剣道着、袴姿に剣道具装着しての写真による解説であったものが、ここでは、シャツとズボン姿に剣道具装着して

のイラストによる解説になっている。

6. 昭和41年3月10日『学校における剣道指導の手びき』

昭和33年10月1日小学校および中学校学習指導要領が改訂された。さらに、小学校・中学校・高等学校ともに学校教育の一貫性を図るために昭和35年10月1日高等学校学習指導要領が改訂された。小学校は昭和36年度、中学校は昭和37年度から全面实施となり、高等学校は昭和38年度から学年進行となった。小学校は「その他の運動」のなかに「すもう」を全児童に履修、中学校・高等学校では「学校剣道」が「剣道」となり、「すもう・柔道・剣道」を「格技」として位置づけ、中学校では1種目を、高等学校では1種目以上を男子に履修させることになった。

文部省では、学習指導要領の円滑な実施を図るために、昭和34年から地区小学校および中学校体育実技講習会が実施され、昭和36年には高等学校も参加となり、昭和39年からは地区学校体育実技講習会となっていった。昭和38

表3 昭和32年『学校剣道指導の手びき』の指導内容

理論的内容	剣道の変遷 練習法 競技方法 規則と審判法 競技会の運営 技術の理論
技能的内容 基本	姿勢と構え 足さばき す振り 打突 打ち返し 自然体、中段の構え、下段の構え、○上段の構え 歩み足、送り足、つぎ足、開き足 上下振り、斜め振り 面(正・左・右)、小手(右)、胴(左・右)、突き、○小手(左) 連続左右面、正面—連続左右面
応用	しかけわざ 払いわざ 出ばなわざ ひきわざ 二、三段のわざ かつぎわざ 片手わざ 上段わざ 応じわざ すり上げわざ 打ち落としわざ 返しわざ 抜きわざ 払い面 払い小手 払い胴 払い突 出ばな面 出ばな小手 ひき面 ひき胴 ○ひき小手 小手—面 小手—胴 面—胴 面—面 突—小手 突—面 小手—面—胴 ○かつぎ小手 ○かつぎ胴 ○かつぎ面 片手面 ○片手突 ○上段から面 ○上段から小手 ○上段から胴 面すり上げ面 小手すり上げ面 面すり上げ小手 突すり上げ小手 小手すり上げ小手 ○面すり上げ胴 胴打ち落とし面 ○突打ち落とし面 ○面打ち落とし面 面返し胴(右) 面返し胴(左) ○面返し面 ○小手返し小手 ○胴返し面 面抜き胴 小手抜き面 面抜き面 面抜き小手 ○小手抜き小手
試合	簡易な試合 正式な試合 (○印のわざは、高等学校のうち技能の程度の高いクラブ員や大学の学生に対するわざである。)

年からは学校体育担当者格技講習会が実施され、さらに、昭和39年に高等学校教員（柔道・剣道）資格認定試験が始まり、柔道、剣道の指導者を広く一般から採用できるようにした。このような状況のなか、昭和41年3月10日に学習指導要領の解説書を具体的にした『学校における剣道指導の手びき』（以下、『昭和41年手びき』と略す）が発行された。

指導内容については、技能内容を中心とした配当例はあるものの、これまでのような配当表の例示ではなく、詳細な指導計画と学習指導としての学習の展開法が多く記載されている。また、指導内容という用語は使用されていなく、「技能内容と練習法の解説」から内容を捉えてみると「基本動作（技能）」「応用技能」「試合（審判）」「練習法」に構成されている。

「基本動作（技能）」は、「構え、足さばき、素振り、打ち方と突き方、受け方、打ち返し」である。『昭和32年手びき』では「構えと姿勢」となっていたのが「構え」となり、中段の構えだけが説明され、礼法も盛り込まれている。「す振り」は「素振り」となり、「打突」が「打ち方と突き方」に、さらにこれまでにはなかった「受け方」が加えられた。「受け方」については「応じわざの基本としての受け方（相手の打突を無効にするための受け方）と相手の打ち方の練習のための受け方（相手に打ちやすく、自分は安全であるような受け方）との二つの方法がある。ここでは前者の応じわざの基本としての受け方について述べる。」⁴⁴⁾とし、「応じわざ」につながる方法を説明している。

「応用技能」は「しかけわざ（打つ・突くわざ）」と「応じわざ（かわすわざ）」に区分され、「しかけわざは、相手が打突の動作を起こす前に、相手にすきを生じさせ、または、相手が自然にすきを生じたところを、すかさず打突する技をまとめたものである。」⁴⁵⁾「応じわざは、相手の打突に対し体をおかしながらすり上げ、打ち落とし、応じ返し、抜くなどして、『しない』と体さばきによって相手の打突を無効にし、すかさ

ず打ち込むわざである。」⁴⁶⁾とされている。

また、「応じわざは、一応、その動きや形によって分類しているが、相手から打ち込んでくる面、小手、胴および突きに対するわざによる分類も一方法である。この場合は時間的な差異による段階的な一連の関係があるので、この点に注意して指導すると効果的である。」⁴⁷⁾さらに、「応じわざは、相手の打突を無効にするのが目的ではなく、打つための手段であって、打つことが目的であることを理解させ、相手の打突を無効にするや否や、直ちに打つようにさせなければならない。そのためには、常に攻めていることがたいせつである。」⁴⁸⁾と解説している。「応じわざ」の分類方法として、技をおこなう動作だけではなく、相手が打ち込んでくる打突部位別に分類する方法があることも示し、さらに、「攻め」の必要性を説いている。

『昭和32年手びき』と比較すると古典的な技である「かつぎわざ」「上段わざ」が削除され、技の例示としても「片手面、出ばな小手、面打ち落とし面、小手抜き小手」が削られている。

「練習法」としては「基礎練習、約束練習、総合練習（けいこ）、特別練習」があり、「けいこ」という名称が使用された。なお、技の説明はシャツ・ズボン姿に剣道具着装でイラストによる解説である。

表4は、「技能内容と練習法の解説」から指導内容の構成を作成したものである。⁴⁹⁾

7. 昭和56年2月10日『学校体育実技指導資料第1集 剣道指導の手引』

『昭和41年手びき』発行後、学習指導要領の改訂がおこなわれ、小学校が昭和55年度、中学校は昭和56年度、高等学校は昭和57年度から実施された。また、「格技」の指導者講習会、高等学校教員（柔道・剣道）資格認定試験は継続され、昭和54年度からは文部省の「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」⁵⁰⁾という学校体育の格技推進事業（格技指導推進校の設置、体育実技指導者協力者の派遣、体育担当指導教員への段位付与の促進、柔剣道場の整

備充実)が実施されるようになった。このような経緯のなか新しい学習指導要領の趣旨に基づき昭和56年2月10日『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引』(以下、『昭和56年手引』と略す)が発行された。

指導内容は学習内容へと変わり、「基本動作、対人的技能、試合、態度」に構成され、中学校・高等学校別に例示されている。「技能指導の要点と練習法」として「基本動作、対人的技能、試合および練習法」を解説し、さらに、資料として試合・審判規則を取りあげている。「対人的技能」は、『昭和41年手びき』に「応用技能」と称されていたものである。

「基本動作」は、「構えと体さばき、打突の仕方と受け方、素振り」となり、はじめて「体さばき」という名称が使われ、足さばきを含むものとして解説されている。「構え」のなかに「礼」の項目がもうけられている。『昭和41年手びき』の「打ち方と突き方」と「受け方」を統合して「打突の仕方と受け方」になっている。また、「打ち返し(切り返し)」とあり、戦前の名

称である「切り返し」が記載されている。

「対人的技能」は、これまでの「しかけわざ」「応じわざ」という名称であったものが「しかけていく技」「応じていく技」になり、「わざ」から「技」になっている。両者の説明は『昭和41年手びき』とほぼ同様の内容がであるが、「しかけていく技」の「片手技」が削除され、技の種類が5から4に減っている。さらに、「小手返し小手、胴返し面、突打ち落とし面」が例示から削除されている。また、学習指導展開のなかに「攻め」概念を取り入れた練習方法が示されている。たとえば、基本打突として「打突はすべて攻めて面、攻めて小手、攻めて胴、攻めて突きというように取り扱う。」⁵¹⁾とあり、「対人的技能」についても同様に攻めて相手の動きから判断することも取り入れられている。なお、技の説明は剣道着・袴姿に剣道具装着でイラストによる解説である。

表5は、「技能指導の要点と練習法」から学習内容の構成を作成したものである。

8. 平成5年10月20日『学校体育実技指

表4 昭和41年『学校における剣道指導の手びき』の指導内容

基本動作 (技能)	構え 足さばき 素振り 打ち方と突き方 受け方 打ち返し	自然体、中段の構え 歩み足、送り足、開き足、つぎ足 上下振り、斜め振り 面打ち、小手打ち、胴打ち、突き 正面打ちの受け方、左(右)面打ちの受け方、右小手、打ちの受け方、右(左)胴打ちの受け方 連続左右面、正面-連続左右面
応用技能	しかけわざ(打つ、突くわざ) 払いわざ 出ばなわざ 二、三段のわざ ひきわざ 片手わざ	払い面 払い小手 払い胴 払い突き 出ばな面 小手一面 小手一胴 面一胴 面一面 突き一小手 突き一面 小手一面一胴 ひき面 ひき胴 ひき小手 片手突き
	応じわざ(かわすわざ) すり上げわざ 返しわざ 打ち落としわざ 抜きわざ	面すり上げ面 面すり上げ胴 面すり上げ小手 小手すり上げ面 小手すり上げ小手 突きすり上げ面 面返し胴 面返し面 小手返し小手 胴返し面 胴打ち落とし面 突き打ち落とし面 面抜き胴 面抜き面 面抜き小手(押え小手) 小手抜き面
試合(審判)	正式の試合と簡易な試合	
練習法	基礎練習 約束練習 総合練習(けいこ) 特別練習	
資料	剣道の成り立ちと発達 試合規則ならびに審判規則 望ましい施設、用具	

導資料第1集 剣道指導の手引(改訂版)』平成元年3月15日に告示された学習指導要領において、保健体育の一運動領域である「格技」という名称が「武道」に変更され、男女の差をなくし選択できるようになった。学習内容としても具体的な手直しをおこなった。特に「攻防の仕方を工夫して」「伝統的な行動の仕方に留意して」などと「武道」としての特性を盛り込ませている。このような状況を踏まえて『昭和56年手引』の改訂版として、平成5年10月20日『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引(改訂版)』(以下、『平成5年手引』と略す)を発行した。

学習内容の構成は、「基本動作、対人的技能、試合、態度」であり、中学校・高等学校別に例示されている。「技能指導の要点」として「基本動作、対人的技能」を項目にあげ、「練習と試合」においては「練習法と礼儀作法、形」を項目に取りあげて解説されている。「武道」として捉えることができるようになったことからか、戦後、削除されていた「形」についても「対人的技能」に関連して日本剣道形の取り扱いを工夫するこ

とも有効である。」として項目に加えられている。

「基本動作」「対人的技能」は『昭和56年手引』と同様の内容であるが、「しかけていく技」が「しかけ技」、「応じていく技」が「応じ技」に元の名称にもどっている。「試合」は「練習と試合」にまとめている。なお、技の説明は剣道着・袴姿に剣道具着装でイラストによる解説である。

表6は、「技能指導の要点」から学習内容の構成を作成したものである。⁵⁴⁾

Ⅲ 剣道指導手びきにみる学習内容の変遷

「しない競技」が学校体育に採用されてから現在までの各剣道指導の手びきから、学習内容がどのように変遷してきたのかを検討してみた。

1. 学習内容(指導内容)の構成

学習内容については、構成や項目の名称および内容に変化がみられた。なお、『昭和56年手引』から指導内容が学習内容に変わった。

「理論的内容」と「技能的内容」に分けられている。「理論的内容」は、「しない競技一般」「剣道一般」「理論的内容」と項目の名称は変更

表5 昭和56年『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引』の学習内容

基本動作	構えと体さばき 打突の仕方と受け方 素振り	構え(自然体、礼、中段の構え) 体さばき(歩み足、送り足、開き足、つぎ足) 打ち方と突き方(面打ち、小手打ち、胴打ち、突き) 受け方と打たせ方(受け方、打たせ方) 打ち返し[切り返し](連続左右面、正面一連続左右面、体当たり) 素振り(上下振り、斜め振り)
対人的技能	しかけていく技 払い技 出ばな技 二段、三段の技 引き技	払い面 払い小手 払い胴 払い突き 出ばな面 出ばな小手 面一面 面一胴 小手一面 小手一胴 突き一面 突き一小手 小手一面一胴 引き面 引き小手 引き胴
	応じていく技 すり上げ技 返し技 打ち落とし技 抜き技	小手すり上げ面 面すり上げ面 面すり上げ胴 面すり上げ小手 小手すり上げ小手 突きすり上げ面 面返し胴 面返し面 胴打ち落とし面 面抜き胴 面抜き面 小手抜き面 面抜き小手
試合		
練習法	基礎練習 約束練習 総合練習	
資料	剣道指導における試合、審判法	

したが、その内容は主に「しない競技」や「剣道」の知的内容をまとめたものである。「理論的内容」は、実際の活動を展開する場合、それぞれの内容に関連して取りあげられて指導されていることから、『昭和41年手びき』以降は資料または学習の展開例のところで解説されている。

「技能的内容」については、毎回、異なった構成であり、『昭和32年手びき』までは「基本」「応用」「試合」、『昭和41年手びき』からは「基本動作」「応用技能」「試合」「練習法」の構成となり、『昭和56年手引』には「応用技能」が「対人的技能」という名称に変更している。また、『平成5年手引』では「格技」から「武道」に名称変更されたことによって「礼儀作法や形」といった内容がみられた。

学習内容の構成は『昭和41年手びき』が分岐点となっている。これは「学校剣道」が「剣道」となり定着していったことに関係していると考えられる。表7は学習内容(指導内容)の構成の推移である。

2. 技能的内容 (基本および基本動作)

構えや足さばき、素振りなどをまとめた内容は変わらないが、項目の名称に変更がみられた。

一般的に「基本」・「基礎」または、「基本動作」・「基礎動作」等、名称を同様に捉えられていることが多いが、『昭和41年手びき』から『平成5年手引』までは「基本動作」となっている。『昭和41年手びき』では「構え」という名称にもどり、新たに「礼」についての解説が盛り込まれている。さらに、「応じ技」の基本としての「受け方」が加わり、「す振り」が「素振り」になった。

『昭和56年手引』からは「構えと体さばき、打突の仕方と受け方、素振り」にまとめられ、「構え」から基本の打突である面・小手・胴・突の打突の仕方さらに、「打ち返し(切り返し)」までと捉えることができる。「切り返し」と「打ち返し」については、戦前と戦後の名称であり、「斬る」と「打つ」の違いである。「切り返し」という名称の復活がみられ、どちらの呼び方で

表6 平成5年『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引(改訂版)』の学習内容

基本動作	構えと体さばき 構え(自然体、中段の構え) 体さばき(歩み足、送り足、開き足、つき足) 打突の仕方と受け方 打ち方と突き方(面打ち、小手打ち、胴打ち、突き) 受け方と打たせ方(受け方、打たせ方) 打ち返し[切り返し](連続左右面、正面打ち-連続左右面打ち-正面打ち、体当たり) 素振り 素振り(上下振り、斜め振り)
対人的技能	しかけ技 払い技 払い面 払い小手 払い胴 払い突き 出ばな技 出ばな面 出ばな小手 二段、三段の技 面-面 面-胴 小手-面 小手-胴 突き-面 突き-小手 小手-面-胴 引き技 引き面 引き小手 引き胴
	応じ技 すり上げ技 小手すり上げ面 面すり上げ面 面すり上げ胴 面すり上げ小手 小手すり上げ小手 突きすり上げ面 返し技 面返し胴 面返し面 打ち落とし技 胴打ち落とし面 抜き技 面抜き胴 面抜き面 小手抜き面 面抜き小手
練習と試合	練習法(基礎練習 約束練習 総合練習) 礼儀作法 形 試合 試合の考え方と指導上の留意点 技能の習熟の程度に応じた試合例 試合運営と役割分担
資料編	試合指導の要点 試合、審判規則の扱い方 試合規則 審判法 日本剣道形

もよいと捉えられる。

剣道の指導で最も大切とされている「踏み込み動作」については、「打突の仕方（面打ち）」のところでは若干説明されているだけである。『昭和27年手びき』の「しない競技」では「足さばき」のひとつにあげられていたように、「体さばき」のところでも「踏み込み足」としておこなうべきであると考えられる。また、「体さばき」は「歩み足、送り足、開き足、つぎ足」の説明であるが、その基本の動作となる「すり足」の説明も盛り込まれるべきである。表8は基本および基本動作の内容の推移である。

3. 技能的内容（応用および対人的技能）

項目の名称の変更とともに、技の種類、例示数が減っている。

「技術」、「応用」、「応用技能」さらに「対人的技能」に変わった。この「対人的技能」については、相手との対応で生じる技と捉えることができる。しかし、『昭和56年手引』では「学校体育の内容としての剣道はスポーツとしての特性をもつ格闘形式の対人競技あり、＜中略＞互いに相手の動きに応じて攻防し合う対人的な競技であり、剣道の技能は対人でなければ成立しない。」⁵⁵⁾ また『昭和45年5月中学校指導書保健体育編』⁵⁶⁾では「基本動作」として「対人的技能の基本的要素として構えと体さばき、正面、左右面、小手および胴の打ち方と受け方を取り上げている。＜中略＞構えと体さばきは、対人的技能の最初の姿勢と相手の変化に応じての足さばきである。」等、「しかけ技」や「応じ

表7 学習内容〔指導内容〕の構成の推移

昭和27年	昭和28年	昭和32年	昭和41年	昭和56年	平成5年
しない競技	剣道	学校剣道	剣道	剣道	剣道
指導内容	指導内容	指導内容		学習内容	学習内容
しない競技一般	剣道一般	理論的内容			
構えおよび基礎動作	基本	技能的内容 基本 応用 試合	基本動作 (技能)	基本動作	基本動作
技術	応用		応用技能	対人的技能	対人的技能
			試合 (審判)	試合	試合
				態度	態度
			練習法	練習法	練習と試合
			資料	資料	資料編

表8 基本および基本動作の内容の推移

昭和27年	昭和28年	昭和32年	昭和41年	昭和56年	平成5年
構えおよび基礎動作	基本	基本	基本動作 (技能)	基本動作	基本動作
構え 足さばき す振り 打ち返し	構え 足さばき す振り 打突	姿勢と構え 足さばき す振り 打突	構え 足さばき 素振り 打ち方と 突き方	構えと 体さばき 打突の仕方 と受け方	構えと 体さばき 打突の仕方 と受け方
技術（基本） 面打・小手打・ 胴打・突き	打ち返し	打ち返し	受け方 打ち返し	素振り	素振り

技」だけが「対人的技能」ではなく、「基本動作」から全てが対人的に捉えておこなうことの大切さが記述されている。

戦後の『手びき書』から、「しかけ技」「応じ技」の2つに分類された。その分類の方法は、相手との対応の仕方によって決定され、前者は相手が打突の動作を起こす前に、自分からしかけて相手のすきを見つけ、あるいは相手のすきをつくらせて、すかさず打突する技、後者が相手の打突に対して、竹刀と体さばきによって相手の打突をかわして打ち込む技と捉えることができる。これは、戦前の技の難易度や打突部位別によって区別していたものから、「しかけていく」「応じていく」という対応別の体系をとるようになり、戦後の指導法の特徴といえよう。また、技の名称を簡単にしたこともあげられる。たとえば、戦前では「面ノ斬撃ニ対シ右ヨリ摺上斬撃」⁵⁷⁾が「面すり上げ面」になったことである。

「しかけ技」は『昭和27年手びき』では9種類(例示数31)あったものが、『平成5年手引』には4種類(例示数16)となり半数になって

いる。なかでも、「上段技、片手技、かつぎ技」といった伝統的な技が削除されている。「応じ技」は『昭和27年手びき』では5種類(例示数23)あったものが、『平成5年手引』には4種類(例示数13)となり、技の種類についてはあまり変わらないが例示数が減っている。特に、難易度が高い技が削除されている。このことについては、当初の指導対象が、中学校から高等学校以上の教科体育および課外活動のクラブ活動であったものが、『昭和41年手びき』から中学校・高等学校の教科体育が中心になっていったことから、技などは基本的なものに絞られていったと考えられる。表9は応用および対人的技能の内容の推移である。

4. 技能的内容 (出ばな技)

「しかけ技」の「出ばな技」については、技の位置づけに苦心がみられる。『昭和27年手びき』には「類型にいれることは無理であるが、整理のつごう上ここに入れた」とあるが、昭和28年の『学校剣道－指導の手びき解説－』では「出ばなわざ」のような大切な技でも一覧表に示し難いものは、「例話」の打突の機会に含め

表9 応用および対人的技能の内容の推移

昭和27年	昭和28年	昭和32年	昭和41年	昭和56年	平成5年
技術基本	応用	応用	応用技能	対人的技能	対人的技能
しかけわざ (9)	しかけわざ (6)	しかけわざ (7)	しかけわざ (5)	しかけていく技 (4)	しかけ技 (4)
払いわざ とび込みわざ 出ばなわざ かつぎわざ ひきわざ 回しわざ 二段三段のわざ 片手わざ 上段わざ	払いわざ かつぎわざ ひきわざ 二、三段のわざ 片手わざ 上段わざ	払いわざ 出ばなわざ ひきわざ 二、三段のわざ かつぎわざ 片手わざ 上段わざ	払いわざ 出ばなわざ 二、三段のわざ ひきわざ 片手わざ	払い技 出ばな技 二段、三段の技 引き技	払い技 出ばな技 二段、三段の技 引き技
応じわざ (5)	応じわざ (4)	応じわざ (4)	応じわざ (4)	応じていく技 (4)	応じ技 (4)
うけわざ すりあげわざ 打ち落としわざ 返しわざ 抜きわざ	すりあげわざ 打ち落としわざ 返しわざ 抜きわざ	すりあげわざ 打ち落としわざ 返しわざ 抜きわざ	すりあげわざ 返しわざ 打ち落としわざ 抜きわざ	すりあげ技 返し技 打ち落とし技 抜き技	すりあげ技 返し技 打ち落とし技 抜き技

るものとして削除されている。しかし、『昭和32年手びき』では技の動作そのものを判断すれば基本の打ち方であるが、その打ちまでの経過が大切であり、より高度な技であることから「心理的な面においては単なる基本打突とは異なる」という解釈をしている。また、困難な技ゆえに学習目標である機敏な視察力等の諸要素を習得させるのに適確であるとされ、再び「しかけ技」に加えられている。

5. 試合および練習法

「試合」は、『昭和32年手びき』から盛り込まれ、簡易試合と正式な試合がある。「練習法」は、昭和28年の『学校剣道—指導の手びき解説—』から「けいこ」として「掛けけいこ、互格けいこ、引き立てけいこ、特別けいこ」と練習形態が明確にされた。『昭和41年手びき』には「基礎練習、約束練習、総合練習（けいこ）および特別練習」となり、『昭和56年手引』では同様の区分であるが「けいこ」という名称は使われていない。『平成5年手引』からは「基礎練習、約束練習、総合練習（かかり稽古、引き立て稽古、互格稽古）」となった。「けいこ」や「寒げいこ」という名称については、スポーツになっても変わらずに使用されていた。

6. 形、攻め

戦前の教材のひとつであった「形」は『平成5年手引』まで盛り込まれなかった。昭和28年の『学校剣道—指導の手びき解説—』には「形」の削除理由として、1)「形」制定理由の主であった、各流派の指導上の統一は大体終えたこと。2)「形」のもつ「剣道」の基本練習は「剣道」の基本や応用のところで達せられること。3)従来の「形」は武術として制定されたこと。などがあげられている。しかし一方では「日本剣道形の形式で同じ応用技を繰り返し、または幾つかの技を適宜組み合わせて練習することもよい方法である。」と練習の方法を「形」という名称で紹介している。『平成5年手引』では「对人的技能」に効果的であるとして「形」を内容に加え、「日本剣道形」が資料に盛り込ま

れた。

『昭和56年手びき』からは、学習指導の展開のなかに「基本動作」から「攻め」の概念を取り入れた練習方法が示されて、動作の形式的な学習にならないようにしている。

IV まとめ

本稿は、戦後の学校体育における剣道の学習内容、技の体系について検討をしてきた。その結果、以下の特徴があげられる。

1. 学習内容の構成や項目の名称および内容に変化がみられた。学習内容の構成は『昭和41年手びき』が分岐点となっている。しかし、内容については、スポーツでも、「格技」としての剣道でも、「武道」としての剣道でも本質的には同じであった。
2. 「しない競技」と「剣道」を統合して「学校剣道」となったが、内容は「剣道」が中心になっていた。「しない競技」は、姿を消すことになったが戦後の剣道の禁止から復活までの橋渡しの役目を果たしたことになる。
3. 技の体系は、戦前の難易度別や打突部位別の区別から、「しかけ技」「応じ技」という相手との対応の仕方による体系になった。これは戦後の指導法の特徴といえる。指導対象者が、最初は中学校から高等学校以上の教科体育およびクラブ活動であったものが、やがて教科体育の内容が中心になり、伝統的な技や難易度の高い技が削除され、技の種類が減っていった。
4. 昭和27年、新しいスポーツとして出発したが、その後、日本の伝統的な運動文化が強調され、伝統的な名称や行動の仕方が学習内容に加えられた。

引用・参考文献

- 1) 近代武道研究会編：『武道のあゆみ90年』, 商工財務研究会, 33 - 50, 1961.
- 2) 中村民雄：『剣道の技の体系と技術化について－打突部位別の体系から対応の仕方による体系へ－』, 渡辺一郎先生古希記念論集刊行会, 武道文化の研究, 第一書房, 216 - 233, 1995.
- 3) 中村民雄 他：「剣道の技の大系と技術化について－団体教授法から教授要目の制定へ－」, 『武道学研究』28(3), 日本武道学会, 1 - 9, 1996.
- 4) 香田郡秀 他：「戦前の中等学校における学校剣道要目について (その1)」, 『武道学研究』29(1), 日本武道学会, 8 - 16, 1996. 香田郡秀 他：「戦前の中等学校における学校剣道要目について (その2)」, 『武道学研究』30(3), 日本武道学会, 29 - 38, 1998.
- 5) 日本武道学会第29回大会 (於：東海大学 平成8年9月) 香田郡秀他：「戦前・戦後における学校剣道の『技の体系』－剣道教授要目から剣道指導の手びきへ－」, 発表資料.
- 6) 文部省：『学校しない競技指導の手びき』, 東風社, 1952.
- 7) 文部省：『学校剣道指導の手びき』, 東洋館出版社, 1953.
- 8) 全日本剣道連盟：『学校剣道－指導の手びき解説－』, 新剣道社, 1953.
- 9) 文部省：『学校剣道指導の手びき』, 東洋館出版社, 1957.
- 10) 全日本剣道連盟学校剣道研究会：『学校剣道の指導－指導の手びき解説－』, 修文社, 1958.
- 11) 文部省：『学校における剣道指導の手びき』, 教育図書, 1966.
- 12) 文部省：『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引』, ぎょうせい, 1981.
- 13) 文部省：『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引 (改訂版)』, 大蔵省印刷局, 1993.
- 14) 6) に同じ 125 - 126.
- 15) 6) に同じ 127 - 128.
- 16) 三橋秀三：『新剣道の指導』, 目黒書店, 302 - 304, 1944.
- 17) 6) に同じ 10.
- 18) 6) に同じ 82.
- 19)・20) 6) に同じ 85.
- 21) 6) に同じ 107.
- 22) 3) に同じ 7.
- 23) 6) に同じ 67.
- 24) 6) に同じ 65 - 124.
- 25)・26) 7) に同じ 23.
- 27) 7) に同じ 1.
- 28) 7) に同じ 23.
- 29) 7) に同じ 1.
- 30) 7) に同じ 2 - 3.
- 31) 7) に同じ 2.
- 32) 7) に同じ 5 - 6.
- 33) 8) に同じ 51 - 68.
- 34) 8) に同じ 78.
- 35) 8) に同じ 43.
- 36)・37)・38) 8) に同じ 42.
- 39) 9) に同じ 24.
- 40) 9) に同じ 3 - 4.
- 41) 10) に同じ 4.
- 42) 10) に同じ 4 - 5.
- 43) 10) に同じ 105.
- 44) 11) に同じ 65 - 66.
- 45) 11) に同じ 70.
- 46)・47)・48) 11) に同じ 78.
- 49) 11) に同じ 55 - 110.
- 50) 編集部：柔・剣道教育の行方をめぐって, 新体育 49(10), 7 - 8, 1979. 齋藤浩二：「学校体育における武道の『推進策』について」, 『仙台大学紀要』(25), 11 - 22, 1994.
- 51) 12) に同じ 32.
- 52) 12) に同じ 70 - 127.
- 53) 13) に同じ 8.
- 54) 13) に同じ 64 - 133.
- 55) 12) に同じ 3.
- 56) 文部省：『中学校指導書保健体育編』, 東山書房, 86 - 87, 1970.
- 57) 16) に同じ 303.

(平成15年11月18日受付, 平成16年1月14日受理)